

今後の消費者政策部会の検討課題(案)

1. 背景

- (1) 平成16年に消費者基本法が制定され、平成17年に消費者基本計画が策定されて、政府全体として消費者行政が推進されているが、その後も消費者取引の多様化及び複雑化が進むとともに、依然として悪質商法による被害や身近な製品による事故が多発している状況が見られる。このような中、本年9月の福田総理大臣の所信表明演説等において「消費者行政の強化」が盛り込まれたことを受け、消費者政策全般の強化が求められている。
そのため、以下の課題を中心に、消費生活における安全の確保と事後救済の充実を図ることにより、安心できる社会を実現していくことが重要である。
- (2) 近年、商品・サービスを巡る紛争が急増し、その内容も高度化・複雑化していることや、消費者と事業者との間には情報力・交渉力の格差があること、消費者紛争に関する国民生活センター等のあっせん不調事案も漸増傾向にあることなどから、事後チェック型社会への移行の中で、消費者紛争に関して迅速かつ公正な救済を図る仕組みの整備が求められている。
- (3) 消費者基本計画の実効性を確保するために、消費者政策会議は、計画の検証・評価・監視を国民生活の意見を聴きつつ毎年行うこととされており、平成18年度、19年度と行った検証・評価・監視を、今後とも実効性を確保しつつ実施することが求められている。
- (4) 平成19年に国民生活審議会で取りまとめられた「国民生活における安全・安心の確保策について（意見）」の内容を踏まえ、リコールの横断的指針の策定等消費者の安全・安心について必要な検討を進める必要がある。
- (5) 従来の消費者取引に関するルールの隙間をつく形で様々な消費者トラブルが発生していることから、第20次国民生活審議会消費者政策部会に設置された「消費者契約法評価検討委員会」における消費者契約法の施行状況の評価を踏まえ、同法の具体的な見直しを含めた必要な検討を行うことが求められている。

(6) 以上の点を踏まえ、以下の諸課題について検討する。

2. 主な検討事項

- (1) 消費者基本計画の検証・評価・監視
- (2) 消費者紛争の解決に関する機能の整備・充実
- (3) 消費者の安全・安心(「国民生活における安全・安心の確保策について(意見)」を受けた施策の推進)
- (4) 消費者契約法の見直し
- (5) その他消費者政策に関する重要課題

3. 当面のスケジュール

平成19年12月6日(木) 第2回消費者政策部会
13:30~15:30

平成19年12月18日(火) 第3回消費者政策部会
10:00~12:00